

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の 愛玩動物のふんの放置を防止する条例

～ マナーを守って清潔できれいなまちづくり ～

この条例は、ごみ等のポイ捨てや飼い犬等のふんの放置を禁止し、市・市民・事業者が一体となって取り組む事項を定めることで、清潔できれいなまちづくりを推進するためのものです。

この条例の趣旨をご理解いただき、皆さまのご協力をお願いします。

▶条例では、市内全域で次のようなルールを定めています

○ごみ等のポイ捨ての禁止

缶、瓶などの容器、たばこの吸い殻、紙くすなど、投棄されることによってごみの散乱の原因となるもののポイ捨てを禁止しています。

ごみ等は適正に処理しましょう。

○飼い犬等の愛玩動物のふんの放置の禁止

飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を禁止しています。

飼い犬等を外に連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携帯し、ふんをしたときは、そのふんを回収し、適切に処理しましょう。

▶違反した場合は

道路や公園など公共の場所において、禁止行為に違反した者に対して、市が指導や勧告、命令を行い、正当な理由がなく従わなかった場合は、氏名等を公表することとしています。

和泉市役所

環境政策室生活環境担当

Tel0725-99-8122（ごみ等のポイ捨ての禁止担当）

健康づくり推進室予防推進担当

Tel0725-58-6038（飼い犬等のふんの放置禁止担当）